社会福祉審議会老人福祉専門分科会	
R 8.9.2	資料№. 3

令和８年度　保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標における得点結果について

令和８年９月２日

地域包括ケア推進課

１　交付金について – 概要

	保険者機能強化推進交付金	介護保険保険者努力支援交付金
創設年度	平成30年度	令和２年度
根拠法	介護保険法第122条の３第１項	介護保険法第122条の３第１項
目的	保険者機能の強化を推進	介護予防・健康づくりの取組みを支援
財源	国費	国費

＊保険者：介護保険を運営する主体（市町村）

＊保険者機能：地域の実情に合わせて介護保険を適切に運営する能力・取組

１　交付金について – 評価方法・指標

◆評価指標（体制・取組指標、活動指標、成果指標）により保険者の取組みが点数化され、その結果に応じた交付金が配分される

保険者機能強化推進交付金　評価指標	介護保険保険者努力支援交付金　評価指標
①地域包括ケアを進めていく上での基盤の構築状況 …事業計画の策定、実施、評価、改善のサイクルが機能しているか **②公正・公平な給付を行う体制の構築状況** …介護給付費の適正化の取組状況（不適正な給付の是正、ケアプランの見直し等） **③介護人材の確保その他サービス提供基盤の整備の推進の取組状況** …人材育成、定着支援、研修の実施など	**①介護予防・日常生活支援の取組状況** …地域支援事業の充実、通いの場の整備など **②認知症総合支援の取組状況** …認知症サポーター等による支援体制構築、早期診断・早期対応の取組など **③在宅医療・介護連携の取組状況** …医療と介護の連携体制構築、医療介護関係者間の情報共有など

保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の役割分担について

出典：厚生労働省　令和8年度評価指標概要

〈最終的な政策目標〉

高齢者がその状況に応じて
可能な限り自立した日常生活を営む

〈地域包括ケアの実施体制〉

質の高い介護
サービスを提供
する

※　制度的なシステムが確立
しているため評価の対象外

介護予防/日常
生活支援を推進
する

認知症総合支援
を推進する

在宅医療・在宅
介護連携の体制
を構築する

努力支援交付金で評価

公正・公平な給付を行う体制を構
築する

介護人材の確保その他のサービス提供基
盤の整備を推進する

推進交付金で評価

〈地域包括ケアを進めていく上での基盤〉

持続可能な地域のあるべき
姿をかたちにする

高齢化等が進展する中、地域における人口動態等の変化を見据えながら、
保険者機能を強化し、政策目標の実現を図ることが必要

２　本市の取組状況・評価結果について

	令和8年度		令和7年度		令和6年度	
	金額	得点	金額	得点	金額	得点
保険者機能強化推進交付金	24,330千円	291点/400点	27,032千円	297点/400点	27,032千円	224点/400点
成果指向型配分枠（R7年度～）	採択なし	―	採択なし	―	―	
介護保険保険者努力支援交付金	57,777千円	266点/400点	57,540千円	258点/400点	52,409千円	249点/400点
合計	82,107千円	557点/800点 19 位/69	84,572千円	555点/800点 17 位/69	79,411千円	473点/800点 42 位/69

＊順位：第１号被保険者規模別総合得点（市町村別/10万人以上）における順位

３　交付金の使途について

令和８年度の主な充当先事業

◆保険者機能強化推進交付金

・ **介護予防生活支援サービス事業**：要支援者等に対して、専門職や住民等が主体の多様なサービスを提供（訪問型短期集中予防サービス、地域たすけあい事業への補助）

・ **介護予防ケアマネジメント事業**：利用者の心身の状態に応じたサービスを提供するために、地域包括支援センター等がケアプランを作成

・ **一般介護予防事業**：65歳以上を対象とした介護予防の普及啓発や市民の主体的な介護予防活動に対する支援

◆介護保険保険者努力支援交付金

・ **介護予防サービス事業**：要支援者等に対して、指定事業者による介護予防生活支援サービスを提供